

第2号様式
(第10条関係)

(文書指摘)

是正又は改善を要する事項

監査担当者 主査 山岸 照幸
主査 小檜山亜沙美

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	学校法人 明德館 明德館学童クラブ	
監査実施年月日	令和5年12月5日(火)	
事 項	内 容	根 拠
運営規程に定める開所時間について	<p>土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時30分から午後3時30分までと規定しているが、6月10日(土)及び24日(土)について、支援員2名の出退勤時間が、午前7時30分以降に出勤し、午後3時30分前に退勤していた。</p> <p>運営規程で定めている開所時間を満たしていない場合は、開所日とすることはできない。</p>	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条 放課後児童クラブ運営指針第4章3(1)